

所得税は柏税務署で

市・県民税は公民館などで申告を受付

税理士会や柏税務署の相談会は2月18日まで

確定申告は、昨年1年間に得た所得をもとに申告書を作成するものです。

税は、道路や教育、福祉、公共施設の整備などに必要な大切な財源ですので、確定申告の対象になる方は、必ず申告してください。

確定申告書作成の無料出張相談会

柏税務署と税理士会では、混雑緩和のため、出張確定申告書作成相談会(無料)を開催しています。市内では、次の日程で開催されますのでご利用ください。

なお、事前予約は不要ですが、混雑状況により、早めに受付を終



医療費控除の明細は事前に記入を

了する場合があります。

◆柏税務署の相談会

【日程と会場】2月1日(金)9時30分～正午と13時～15時30分・北コミュニティ会館で

【対象者】給与所得者で医療費控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をされる方、年金受給者、給与所得者で年末調整の済んでいない方

◆税理士会の相談会

【日程と会場】2月6日(金)～2月18日(日) (日・祝は除く) 9時30分～正午と13時～15時30分・中央公民館で

【対象者】小規模納税者で所得税・消費税の申告をされる方、年金受給者・給与所得者で所得税の申告が必要な方

◆必要書類

給与所得や公的年金の源泉徴収票の原本、生命保険料・地震保険料の控除証明書、配偶者特別控除を受ける方は配偶者の所得が分かる書類、国民健康保険・介護保険などの社会保険の支払った金額の

分かる書類(平成19年中に納付した分)、国民年金保険料の控除証明書が領収証書の原本(添付が必要)、医療費の領収書(事前に合計金額を計算し、保険金などで医療費が補てんされた場合は金額の分かる書類)、還付金の振込口座の分かるもの、印鑑、黒ボールペン、電卓など

※譲渡所得のある方や贈与、相続税に該当する方、申告内容が複雑な方は、確定申告書作成相談会では相談できませんので、柏税務署で相談してください。

※確定申告書作成相談会では、市・県民税の申告相談は行いませんので、ご注意ください。

所得税の確定申告は柏税務署へ

所得税の確定申告書の提出と納付は、2月18日(日)から3月17日(日) (日・祝は除く) までです。

なお、確定申告期間終了間際には、税務署が大変混雑しますので、早めの提出をお願いします。

【対象者】次のいずれかに該当する方

◎事業所得や農業所得、不動産所得などのある方

◎土地、建物、株式などの譲渡のあった方

◎給与所得があり、次のいずれかに該当する方：①給与収入額(年収)が2千万を超える方、②給与を1か所から受けていて給与所得以外の所得が20万円を超える方、③給与を2か所以上から受けていて、主でない給与の収入額と給与所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方、④住宅借入金等特別控除、雑損控除、医療費控除などの控除を受けようとする方、⑤パート・アルバイトや中途退職などで勤務先で年末調整をしていない方

◎給与所得者以外で、所得税を納めていて、還付を受けようとする方など

【必要書類】作成相談会と同じ

【柏税務署の駐車場】4月上旬まで使用できません

【郵送による提出】所得税の確定申告書を郵送で提出する場合は、直接柏税務署へ送付してください。控えが必要な方は、住所・氏名を記入した返信用封筒に切手を貼り、同封してください

【2月24日と3月2日の回は開設】柏税務署では土・日曜日、祝日

は業務を行っておりませんが、2月24日(日)、3月2日(日)に限り、所得税・贈与税・消費税(個人)申告書の、①用紙配布、②作成相談、③受付を行います。

※当日は混雑が予想されるため、お早めにお越しください。

◆ホームページでの申告書作成

国税庁のホームページを利用して確定申告書を作成することもできます。詳しくは国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご覧ください。

【国税庁ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp>

◆インターネットで申告

公的個人認証サービスの電子証明書(住民基本台帳カード)をお持ちの方は、自宅や事務所からインターネットを通じて確定申告ができるe-Tax(インターネット)国税電子申告・納税システム)をご利用いただけます。

利用には、ICカードリーダーが必要となるほか、利用者識別番号や暗証番号、プログラムの登録などの手続きが必要になりますが、申告データを直接国税庁に送信できるとともに、審査結果や受信通知を受け取ることができます。など、安心できるサービスです。

※e-Taxを利用して確定申告を行う場合、平成19年分かつ20年分